

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症に係る
障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業
実施要綱（障がい分）

（目的）

第1条 本事業は、令和3年4月13日障発0413第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づき、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）が、感染防止対策を継続的に行うことにより、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう支援することを目的とする。

（事業主体）

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県（以下「県」という。）とする。

（事業の内容）

第3条 本事業の内容は次に掲げるとおりとする。

（1）対象となる事業所・施設

全ての施設・事業所を対象とする。

ただし、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

なお、具体的な対象サービス種別は、別添1に規定する。

（2）対象経費

対象となる事業所・施設における令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品（パーテーション、パルスオキシメーターのみ）の購入費用

（その他）

第4条 県は、前条に掲げる補助事業の実施に当たっては、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

なお、障害福祉サービス等報酬及び他の国補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

附 則

この要綱は令和3年12月24日から施行する。